

図書館法の見直しにあたっての意見

2007年10月2日 社団法人日本図書館協会

図書館法（以下、法）は、地域の事情に即した図書館事業の展開に有効な役割を果たしている。同法は教育基本法体系の中に位置づけを持ち、その働き、司書を規定し、無料利用の原則を明確にし、政府に対しては、司書講習の実施と内容、基準の告示、補助金の交付などを課している。

日本図書館協会はこれまで、法を擁護し、実践によってその内容を豊かなものとなるよう取り組んできた。かつて同法を社会教育法に統合する動きがあったが、法の精神を具現化する取組みを訴え、法の意義を広く伝えるために公布日を図書館記念日とすることを提唱した。

館長の司書資格要件の廃止、外部委託の動きなどの規制緩和政策には、法の精神、教育機関としての機能を重視した考えを主張した。条文として明確に規定されている無料利用の原則は、図書館サービス全体を進展させ、新たなサービス展開を支える条項として、その意義を深める提起をしてきた。図書館資料やサービスを区分けすることにより、図書館利用の一部についての有料化を是認するのではなく、「図書館が地域住民の情報や知識の入手など最低限の文化的基盤を保障するという原則の尊重から来ているもの」（1998年 図書館専門委員会）として捉えるように主張した。

このたびの中央教育審議会生涯学習分科会における法の見直しの検討に対しては、以上の経緯を踏まえ、現在図書館振興にとって最も重要な職員の課題を中心に意見を述べるものである。

なお、いわゆる生涯学習振興法や社会教育法見直しについては、今後の図書館事業の展開に関わるものとして重視しており、とりわけ社会教育法の基本的な精神については遵守すべきものと考ええる。

1 司書の配置、養成、研修を明確に規定する

図書館を支え、図書館サービスの担い手である職員の体制を、法が期待するかたちでより明確に整備できるよう法改正することを求める。

(1) 司書を置くことを明確にする

法第13条第1項を「公立図書館に館長並びに専門的職員、及び当該図書館を設置する地方

公共団体の教育委員会が必要と認める事務職員及び技術職員を置く。」と改正する。

現行条文「教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。」を「教育委員会が置く必要を認める場合」と意図的に解釈して、司書を置かないこともあるとする向きがある。これは「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、望ましい基準）も明記するように、「専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保する」との意味である。

(2) 館長は司書となる資格を有することを明文化する

このことは、「望ましい基準」にも示されていることであるが、館長の役割の重要性と実態から法の上で明確にすべきこと、と考える。かつて補助金交付要件に限ってはあつたが、法に明記されていたことでもある。

(3) 大学における図書館学課程の科目内容を省令により定める

法第5条第2号は、「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」を司書となる資格を有するとしているが、その内容に関しては特段の定めがない。社会教育主事、学芸員はいずれも省令で定められているので、司書についても同様に措置することが適当であると思われる。

(4) 研修実施の義務を明文化する

社会や時代の変化に応じた図書館運営を行ううえで、司書のレベルアップは重要な課題であり、現場から研修の要求は強い。社会教育主事や公民館職員の研修については、社会教育法で任命権者などが行うことを義務付けている。司書においても同様の規定を設けるべきものと考ええる。

2 見直しにあたっては多面的、構造的な検討を行う

法制定から半世紀を越え事実上使用されていない用語や実状と異なる事業内容も挙げられている。他方、多様なメディアや図書館サービスに欠かせない情報源となっている電子情報のこと、それらを活用する司書の役割などが特に記されていない。こういったことへの見直し

については多面的、構造的な検討を要するもの
と考える。

法はその基本的な理念を法第 1 条で、「社会
教育法の精神に基き」と表現することで、「す
べての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利
用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高
め得るような環境の整備」(社会教育法第 3 条)
などの責務を示している。この内容に、多様な
資料・情報への自由なアクセス、情報格差を生
じない施策、バリアフリーの考えなどを補強す
ることも考えられる。

現在進められ、今後とも重要とされるサー
ビス、概念等を盛り込むことや、時代にそぐわ
ない用語などの削除、言い換えなどについては、
積極的な事業展開の根拠となるよう広範な合
意、手順を踏んで法の改正を行うべきもの
と考える。単に語句の問題として捉えるの
ではなく、条文を構造的に正確に把握する
ことが必要である。

法は、もともと豊かなサービスを創造し
実践できる優れた思想と内容をもっている。
法制定の歴史的経緯を捉え、また法律用語
としての意味合いや関係法令に留意する
など多面的に検討するなかで、改正す
べき点は改めるべきである
と考える。

3 図書館振興の具体的な施策の実施を

現在の図書館にとって重要な政策課題は、
図書館の環境整備を図る具体的な施策の
実施である。以下の諸点は法改正する
までもなく、法が求めていること
として政府が緊急に実施すべき
施策である。当協会は先に文字・活
字文化振興法の具体化を図る政策
提言でも提起したことであるが、
内容によっては今後策定される
教育振興基本計画にも組み込ま
れるべきものもある
と考える。

(1) 専任の司書の配置を促進する

指定管理者制度の提起、業務委託の
広がりなど、管理運営が多様とな
っているなかサービスの安定的
継続的な実施とその発展のため
には、専任の正規雇用の司書が
一定数いることは欠かせない。
その促進を図るべきである。

(2) 研修事業を促進する

かつて文部科学省は、都道府県
に対して図書館職員の研修を
実施するための補助金を措置
していたが、それが無くなった
2004 年度以降各県の研修事
業は実施しにくい傾向にある。
この状況を改めることが必要
である。

(3) 相互貸借を促進するための合理的な 流通の仕組みを整備する

利用者の多様な資料、情報の要
求は、図書館間の資料の相互貸
借を増大させている。このため
の流通経費は年々増大している
が、厳しい地方財政により相互
貸借を規制しているところも
少なくない。利用者に負担を
求めることは無料利用の原則
に触れることであり、合理的な
仕組みをつくる必要がある。

特に県を越えた図書館の相互貸
借については、所蔵資料のデー
タの公開・共有化が進められ、
連携協力が必要となっている
今日、国レベルでの仕組みづく
り、施策の実施が必要である。

(4) 生活圏域に図書館を設置する 施策を実施する

市町村合併により図書館未設置
の町村はかなくなり解消され、
複数の図書館をもつ市町村が
3 割を超える状況となったが
(2004 年度当時 15%)、これは
住民の身近な生活圏域に図書
館があることを意味するもの
ではない。

さしあたり全国平均で中学校区
に 1 館(1 校当たりの平均可住
地面積 11k m²)をもつ状況を
早急に実現しなくてはならない
(現在 1 図書館当たりの可住地
面積の平均は 34 k m²)。これ
が実現すると人口当たりの図
書館数は、G 7 平均なみとなる
(10 万人当たり図書館数：日
本は 2.3 館、G 7 平均は 6.4 館)。

そのために法第 20 条に基づく
施設整備の法律補助の実施は
欠かせない。さらに過疎地域
自立促進特別措置法に基づく
いわゆる過疎債の対象事業、
各省庁の補助等により設置さ
れる情報提供機能をもつ施設
や読書施設などについては、
法に基づく図書館としての
位置づけができるように関係
法規、補助金要綱などの改正
を図るべきである。

(5) 政府刊行物を提供する

法第 9 条は、政府刊行物を都
道府県立図書館に提供する
ことを定めている。しかしこれ
は履行されていない。政府
情報があまねく国民に提供
されることは重要なこと
であり、図書館はその役割を
果たしている。情報公開法
は印刷された資料について
は、図書館において提供さ
れることを前提としている。
政府刊行物がホームページ
に掲載されているとしても、
資料保存を重要な役割と
する図書館にとっては、
印刷資料の重要性は変わる
ものではない。

以上

参考資料

司書の配置（「日本の図書館」）

年度	図書館数	職員数	うち司書有資格者数	司書率	
1995	2,270	15,000	7,733	51.6%	司書率のピーク
1998	2,499	15,429	7,894	51.2%	職員数、司書有資格者数のピーク
2006	3,062	13,987	6,988	50.0%	

雇用形態別職員数（2006年現在「日本の図書館 2006」）

	総数	司書有資格者数	司書率
専任	13,987 (45.0%)	6,988	50.0%
非常勤・臨時	13,947.2 (44.9%)	7,205.3	51.7%
委託・派遣	3,139.6 (10.1%)	1,249.5	39.8%

図書館長の司書有資格者（2006年現在「日本の図書館 2006」）

専任図書館長の司書有資格者数（文部科学省調査）

	総数	司書有資格者数	割合	年	専任館長数	司書有資格者数	割合
				1987	949	499	52.6%
都道府県立図書館	62	8	12.9%	1996	1278	542	42.4%
市区立図書館	2,381	391	16.4%	2005	1434	382	26.6%
町村立図書館	617	58	9.4%				

現職の司書資格取得方法（2003年 文部科学省調査）

	全体	大学課程	短大課程	通信課程	司書講習	不明
人数	5,792	1,952	911	519	1,329	1,081
割合		33.7%	15.7%	9.0%	22.9%	18.7%

図書館間協力貸出件数（「日本の図書館」）

年度	都道府県立図書館	市区立図書館	町村立図書館	計
2002	815,593	739,077	166,295	1,721,355
2005	922,029	792,118	104,657	1,819,727

図書館資料の図書館間相互貸借の実施館数（2004年度実績 文部科学省調査）

実施先	都道府県立図書館	市区町村立図書館	大学図書館	学校図書館
都道府県立図書館	56	57	44	31
市区町村立図書館	2,387	2,329	714	390

国立国会図書館の図書館間貸出し（「国立国会図書館年報」）

	件数	点数
1996年度	-	13,397
2006年度	16,014	25,800

1 図書館当たりの可住地面積別図書館設置市区町村数（2005年 合併を一部補正）

	市区町村数	割合
～5 km ² 未満	68	4.6%
5～10 km ²	114	7.8%
10～30 km ²	553	37.8%
30～50 km ²	315	21.5%
50～100 km ²	281	19.2%
100 km ² 以上	133	9.1%
計	1,464	

平均：2002年当時31.3 km² 2005年現在33.5 km²